

西都市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成28年教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費(以下「就学奨励費」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

保護者 本市の小学校又は中学校に通学する学齢児童又は学齢生徒(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)をいう。

収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号に定める算定方法により算定した保護者の属する世帯の収入額をいう。

需要額 生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項に定める基準により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給の対象となる者は、次に掲げる者とする。ただし、法第12条の規定による生活扶助若しくは法第13条の規定による教育扶助を受けている者、西都市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱(平成28年1月1日西都市教委告示第9号)による就学援助を受けている者又は児童福祉施設等に入所若しくは入院し、就学に係る措置費若しくは療育の給付を受けている者を除く。

特別支援学級に在学する児童生徒の保護者であって、当該保護者の収入額が需要額の2.5倍未満のもの

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する

障害の程度に該当する児童生徒の保護者であって、当該保護者の収入額が需要額の2.5倍未満のもの

(就学奨励費の範囲及び支給額)

第4条 就学奨励費の範囲は、次に掲げる事項の全部又は一部とし、支給額は毎年度国の定める特別支援教育就学奨励費補助金に係る予算単価に準ずるものとする。

学用品費

通学用品費

校外活動費(宿泊を伴わないもの)

校外活動費(宿泊を伴うもの)

体育実技用具費

新入学児童生徒学用品費

修学旅行費

通学費

学校給食費

(認定の申請等)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を学校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。

特別支援教育就学奨励費受給資格認定申請書(様式第1号)

特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(様式第2号)

2 教育委員会は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、就学奨励費の受給資格の可否を決定し、特別支援教育就学奨励費支給認定・不認定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(就学奨励費の支給及び支給方法)

第6条 教育委員会は、就学奨励費の受給資格の認定を受けた保護者(以下「認定保護者」という。)に対して、第4条に規定する就学奨励費を支給する。

2 就学奨励費の支給方法は、認定保護者の指定する金融機関の口座に振

り込むものとする。ただし、就学奨励費を支給する時点において認定保護者に学用品費、学校給食費等の未納がある場合は、認定保護者の承諾を得て直接当該学校長に支払うことができるものとする。

3 医療費は、医療機関等の請求に基づき、教育委員会が当該医療機関に支払うものとする。

(支給時期)

第7条 就学奨励費の支給時期は、年3回(9月、12月、3月)とし、特別支援教育就学奨励費支給通知書(様式第4号)により学校長を通じて認定保護者に通知するものとする。

(年度途中の認定)

第8条 転入学又は災害等により年度の途中において就学奨励費の支給を必要とする者については、第3条及び第5条の例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

(変更の届出)

第9条 認定保護者は、申請書の内容に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(支給の停止)

第10条 教育委員会は、認定保護者が第2条に規定する受給資格を有しなくなったとき又は就学奨励費の受給を辞退したときは、特別支援教育就学奨励費支給停止通知(様式第5号)により、認定保護者に通知し、支給を停止するものとする。

(認定の取消し)

第11条 教育委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その受給資格の認定を取り消し、就学奨励費の支給を停止し、又は支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させるものとする。

虚偽の申請その他の不正の手段により就学奨励費の支給を受けたとき。

この要綱に違反したとき。

前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、認定保護者の受給資格の認定を取り消したときは、当

該認定保護者に対し、特別支援教育就学奨励費受給資格取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。